

## 12. 金沢学院大学教育課程実施に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢学院大学（以下「本学」という。）における教育課程の実施に関し、本学学則、本学文学部規程、本学教育学部規程、本学経済学部規程、本学経済情報学部規程、本学芸術学部規程、本学スポーツ科学部規程及び本学栄養学部規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(授業及び時間割)

第2条 授業は、教育課程表に基づき編成された授業時間割に従って実施する。ただし、授業科目によっては、授業時間割外に集中的に授業を実施し、又は休業日に授業を実施することができる。

第3条 授業時間割は、授業科目名、担当教員名、曜日、時限及び教室等を示すものとする。

2 授業時間割は、学科別に編成する。

3 授業時間割は、各学科等で編成された学科等別時間割を各学部教務委員会で調整のうえ編成する。

4 授業時間割を変更しようとするときは、各学部教務委員会の議を経なければならない。

第4条 授業時間は、次のとおりとする。

第1限 9時10分から10時40分まで

第2限 10時50分から12時20分まで

第3限 13時10分から14時40分まで

第4限 14時50分から16時20分まで

第5限 16時30分から18時まで

(履修登録)

第5条 学生は教育課程表及び授業時間割に従って、所属する学科及び年次の授業科目を履修しなければならない。

第6条 学生は、定められた期間にWeb上で履修登録を行う。また、Web上で登録科目を確認し、必要に応じて修正するものとする。

第7条 他学部、他学科又は他専攻の授業科目を履修しようとするときは、所定の「履修願」により当該科目の担当教員の承認を得て、履修しなければならない。

(履修取消)

第8条 学生は、履修取消を希望する場合、各期の授業開始後、概ね6週目に設定される履修取消期間に、履修取消を行わなければならない。

(再試験)

第9条 不合格科目について再試験の機会を設けることがある。

(成績報告)

第10条 担当教員は、金沢学院大学学則第23条及び第24条に定める必要事項を、教務部が指定する期日までに、Web上で入力しなければならない。

(成績通知)

第11条 教務部は、別に定める成績通知表に修得単位数、成績評価その他の必要事項を記載し、次学期の始めに学生に通知する。ただし、最終学期にあつては、卒業証書・学位記授与式までに通知するものとする。

附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

2 金沢学院大学文学部教育課程実施に関する細則、金沢学院大学経営情報学部教育課程実施に関する細則、金沢学院大学美術文化学部教育課程実施に関する細則及び金沢学院大学スポーツ健康学部教育課程実施に関する細則は、廃止する。

(中略)

附 則

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。